

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和5年10月18日（水）午前9時30分
閉会日	令和5年10月18日（水）午前10時16分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 富田えいじ 副委員長 おくだけんじ 委 員 伊藤真規子 大島令子 木村さゆり なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 子ども部長 山端剛史 次長兼子ども未来課長 飯島 淳 課長補佐（保育担当）兼保育係長 水野真紀子 課長補佐（児童担当）兼児童係長 柴田浩善 子ども家庭課長 出口史朗 課長補佐兼療育支援係長 榊本芳樹 <p style="text-align: right;">計9人</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 47 号 長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 47 号について説明

わたなべ委員 文書が電磁的記録になった場合、文書の保存年限はどうなるのか。

子ども未来課長 文書の管理については、書面の場合と同様である。

大島委員 具体的には何年か。

子ども未来課長 文書の内容によって 3 年、5 年、10 年、11 年以上などに分かれる。

わたなべ委員 困難を抱えた家庭など、市が継続して見ていく必要がある場合も同様か。

子ども未来課長 継続的に経過を記録する必要がある場合は、その事案が完結してからの保存となり、保存年限については、その後、動きがある可能性を考慮した上で、個別に決定している。

大島委員 本条例が可決されたら、条例の公布日から電磁的記録に移行することができると思うが、実際にはいつから変わるのか。

子ども未来課長 今回の条例改正は、国の定めに基づくものであるが、実際はすでに電磁的記録により作成、保存等を行っているものもある。そのため、本条例の公布日から直ちに実態が変わることはない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 48 号 長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 48 号について説明

わたなべ委員 電磁的記録によって文書の作成ができない場合はどうなるのか。

子ども未来課長 今回の条例改正は、電磁的記録でもできるよう規定を整備したものであって、書面で行ってはいけないというものではないため、書面で行うことになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 49 号 長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 49 号について説明

大島委員 都道府県が実施する放課後児童支援員の認定資格研修の研修期間を緩和するとのことだが、その背景にはどのようなことがあるのか。

子ども未来課長 放課後児童クラブ等、放課後児童健全育成事業の現場では人材の確保が厳しい状況にあるため、認定資格研修の研修期間を緩和することにより、人材を確保しやすくする狙いがある。

大島委員 研修期間を終えて資格を取得すると、給与は上がるのか。

子ども未来課長 放課後児童クラブの支援員の給与は、委託先である学童保育所が定めているが、資格を取得することによって現場責任者にもなれることから、給与は上がると思われる。

大島委員 研修期間の緩和を周知するための説明会は企画しているのか。

子ども未来課長 説明会は予定していないが、周知はしっかりと行う。

わたなべ委員 放課後児童支援員は、保育士資格等の有資格者や教育課程等の修了者、児童福祉事業の現場経験者などがいると思うが、この認定資格研修はどのような人が受講するのか。

子ども未来課長 資格の有無等に関わらず、すべての人が受講する必要がある。

大島委員 学童保育所の現場では、アルバイトやパートタイマーなどの非正規職員も多く従事しているが、離職率が高いと聞く。認定資格研修の研修期間を緩和することによって、離職率を抑えられるのか。

子ども未来課長 放課後児童支援員の資格を得ることは、補助者という立場ではなく、支援員として就労できるため、モチベーションが上がり、就労の継続や新規の雇用促進につながると思う。

わたなべ委員 市内の学童保育所の入所児童数は何人か。

課長補佐（児童担当）兼児童係長

市内には学童保育所が4か所あるが、長久手学童保育所は約90人、長久手南学童保育所は分室を含めて約90人、長久手北学童保育所は約65人、市が洞学童保育所は2か所の分室を含めて約130人である。

わたなべ委員 放課後児童支援員の配置はどのようなか。

課長補佐（児童担当）兼児童係長

本条例の基準では、児童40人につき2人の支援員を配置することとなっている。この基準に則り、学童保育所が雇用し、配置している。

わたなべ委員 2人とも支援員なのか。

課長補佐（児童担当）兼児童係長

基準では、2人のうち1人は補助員でもいいことになっているが、実際どのように運営しているかは把握していない。

わたなべ委員 認定資格研修は、支援員だけでなく、補助員も受講できるのか。

子ども未来課長 支援員になるための研修であるため、支援員は受講しない。

わたなべ委員 例えば90人の児童がいる学童保育所では、90人の児童を1人の支援員が補助員とともにみている状況か。

子ども未来課長 児童40人につき2人の支援員を配置することとなっており、2人のうち1人を補助員としても、支援員が3人は必要となる。

わたなべ委員 支援員として働き始めてから2年以内に研修を修了すればよいとのことだが、研修の修了前に退職し、資格を未取得のまま終える支援員もあり得るということか。

子ども未来課長 働きながら2年以内に資格を取得すればよいため、研修の修了前に退職された場合はそこまでとなる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 学童保育所では、放課後に親が仕事などで家に不在となる児童を預かっている。児童が保育中に高熱を出したり、精神的に不安定なときも対応できるよう研修期間に2年間の猶予を設けるのではなく、きちんと研修を修了した支援員の配置が必要と考えるため、反対する。

賛成討論

大島委員 学童保育所は、子供を預ける保護者が支援員などを雇いながら運営している。働きながら頑張っている本市の学童保育所の父母のため、支援員の要件の緩和に賛成する。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 50 号 長久手市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例について

子ども家庭課長 議案第 50 号について説明

わたなべ委員 サービス等の内容に変更はあるのか。

子ども家庭課長 内容に変更はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

請願第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

紹介議員 請願第1号について説明

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、採択

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前10時16分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和5年10月18日

教育福祉委員会委員長 富田えいじ